

- ドラフト -

工業省令

合成染料及び直接染料；工業製品に関する規制

以下の基準に適合しなければならない

仏歴….

---

工業製品規格法（仏歴 2511 年（西暦 1968 年））の改訂版（第 8 版、仏歴 2562 年（西暦 2019 年））の第 17 条（1）項の規定、及び、工業製品規格法（仏歴 2511 年（西暦 1968 年））の改訂版（第 7 版、仏歴 2558 年（西暦 2015 年））の第 58 条(1)項の規定により、工業省大臣は、工業省令を以下のように公布する。

第 1 項：

この工業省令は、政府官報に掲載された日から 365 日後に施行する。

第 2 項：

合成染料及び直接染料の工業製品は、タイ産業標準機構の制定した標準規格 TIS 739-2563 に適合しなければならない。

工業製品規格法（仏歴.2511 年（西暦 1968 年））に基づいて発行された…に関する工業省令第…版（仏歴…年）は…日から施行される。

日付

工業省大臣

工業標準規格 TSI739-25XX

## 工業製品規格

### 合成染料及び直接染料

#### 1. 範囲

- 1.1 この工業製品規格は、合成染料及び直接染料の安全性面を特に対象とする。繊維製品や皮製品は、この規格の中では“直接染料”と呼ばれる中に含まれる。

#### 2. 定義

この工業製品規格で使用される用語の定義は、以下の通りである。

- 2.1 直接染料 (direct dye) とは、水に溶解すると、負に帯電した色素成分がセルロース繊維に直接付着する合成染料を意味する。
- 2.2 合成染料 (synthetic dyestuff) とは、水に溶解又は分散することが可能で、素材に直接付着するか、化学反応後に洗浄することによって染色する染料を意味する。

#### 3. 必要属性

##### 3.1 安全面の属性

##### 3.1.1 有害性のある芳香族アミン

直接に染料が表 1 に記載されている有害性のある芳香族アミン (芳香族基を有するアミン) を含有する場合、又は染料が分解して有害性のある芳香族アミンを含有する場合、表 1 に記載されている各芳香族アミンは 150mg / kg 以下でなければならない。

ISO14362-1 に準拠して試験を行う。

表 1 ; 危険性のある芳香族アミンのリスト

No	CAS No.	Substance Name	
1	92-67-1	Biphenyl-4-ylamine / 4-aminobiphenyl	Thai.
2	92-87-5	Benzidine	
3	95-69-2	4-chloro-o-toluidine	
4	91-59-8	2-naphthylamine	
5	97-56-3	o-aminoazotoluene / 4-amino-2',3-dimethylazobenzene	
6	99-55-8	5-nitro-o-toluidine / 2-amino-4-nitrotoluene	
7	106-47-8	4-chloroaniline	
8	615-05-4	4-methoxy-m-phenylenediamine / 2,4-diaminoanisole	
9	101-77-9	4,4'-methylenediamine / 4,4'-diaminodiphenylmethane	
10	91-94-1	3,3'-dichlorobenzidine / 3,3'-dichlorobiphenyl-4,4'-xylenediamine	
11	119-90-4	3,3'-dimethoxybenzidine / 4,4'-bi-o-toluidine	
12	119-93-7	3,3'-dimethylbenzidine / 4,4'-bi-o-toluidine	
13	838-88-0	4,4'-methylenedi-o-toluidine	
14	120-71-8	6-methoxy-m-toluidine	
15	101-14-4	4,4'-methylene-bis-(2-chloro-aniline)	
16	101-80-4	4,4'-oxydianiline	
17	139-65-1	4,4'-thiodianiline	
18	95-53-4	o-toluidine / 2-aminotoluene	

19	95-80-7	4-methyl-m-phenylenediamine / 2,4-diaminotoluene	
20	137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
21	90-04-0	o-anisidine / 2-methoxyaniline	
22	60-09-3	4-aminoazobenzene / p-aminoazobenzene	
23	95-68-1	2,4-xylidine	
24	87-62-7	2,6-xylidine	

### 3.1.2 重金属汚染

表 2 で設定された閾値を超えてはならない。

試験は 7.2 項（以下に記載）に従うこと。

表 2；重金属混入基準

重金属	基準値 mg/kg
Pb	100
Hg	4
Cd	20
Cr (total)	100
Cr (6+)	25
Cu	250
Ni	200
Co	500

## 4. 包装形態

- 4.1 直接染料の包装は、清潔で乾燥した密閉容器に梱包し、直接染料への損傷を防ぐ。
- 4.2 特別な合意がない限り、各容器の直接染料の正味重量は 15kg、20kg、25kg、30kg、60kg とし、ラベルに記載されている重量より少なくしてはならない。

## 5. ラベルと標識

- 5.1 直接染料の包装容器には、すべての容器に、以下の事項を明確に識別する数字、文字、または記号が記載されていることが必要である。
- (1) この規格に準拠した製品名
  - (2) 合成染料の具体的な名前と共に商品名と色合いを併記
  - (3) グラムまたはキログラム単位の正味重量
  - (4) 可能性のある危険性に関する警告、例えば、危険物を含有、食べるな等
  - (5) 製造年と製造番号
- 5.2 タイ語で記載された使用方法が必要です。
- 5.3 外国語を使用する場合、内容が上記に指示されているタイ語と一致すること。

## 6. サンプリングと判定基準

- 6.1 サンプリングと判定基準は、附属書 A に従うこと。

## 7. 分析方法

7.1 この規格書に記載されている分析方法、又は他の同等の方法を使用するものとする。疑義が発生した場合は、この規格書で指定された方法を判断として使用する。

7.2 重金属汚染分析

——以下省略——